資料４　市民参加手続を行わなかった案件

平成２０年度における市民参加手続を要する行政活動について、市民の声を活かす条例第５条第２項の規定により、やむを得ない理由により市民参加手続を行わなかった案件は下記のとおりです。

市民参加手続を行わなかった行政活動の内容

石狩浜海水浴場の水域利用調整区域の指定について

市民参加手続を行なわなかった理由

プレジャーボート等が進入できない区域は北海道の条例に基づき指定されますが、昨年から「あそびーち石狩」の遊泳区域でプレジャーボートによる危険な航行が多発しているため、関係機関と協議のうえ、安全性を優先し指定を受けるよう手続をしました。

今回の指定にあたって北海道から指定区域の通知が平成２０年４月１８日にあり、５月２１日までに石狩市から区域設定の申出をしなければならなかったために、パブリックコメント（意見募集）等の市民参加手続を行なう期間と十分な周知期間が取れず、市民参加手続を実施しませんでした。

市が決定した内容

あそびーち石狩（石狩浜海水浴場）の遊泳区域の海岸線８００m、沖出し３０mよりさらに左右５０m、沖出し５０mを指定区域とし、プレジャーボートの進入を禁止します。

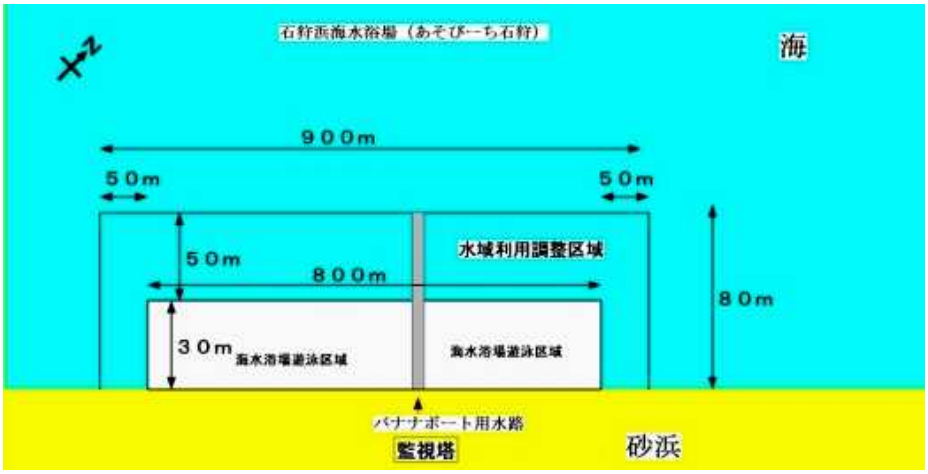

上記の判断をした理由

近年、石狩浜海水浴場においてプレジャーボートと海水浴客とのトラブルが発生しており、小樽海上保安部に寄せられた苦情や１１８番通報の件数は石狩浜海水浴場が最も多くなっています。

これらのトラブルや苦情を解消し、安全、安心な海水浴場にするためには、プレジャーボートの進入禁止区域を指定する必要があったためです。

なお、区域の指定にあたっては、北海道大学、北海道漁船海難防止・水難救済センター、第一管区海上保安部、北海道運輸局、北海道開発局、北海道総務部、北海道警察、小樽市、北海道マリン事業協会、日本セーリング連盟外洋北海道、北海道セーリング連盟、小樽市漁業協同組合、いぶり噴火湾漁業協同組合、日本船舶職員養成協会北海道支部、日本海洋レジャー安全・振興協会北海道事務所の関係機関１５団体で構成される水域利用調整協議会において、６月４日に意見聴取を実施し、全会一致で指定区域にすることが承認されています。